令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目 次

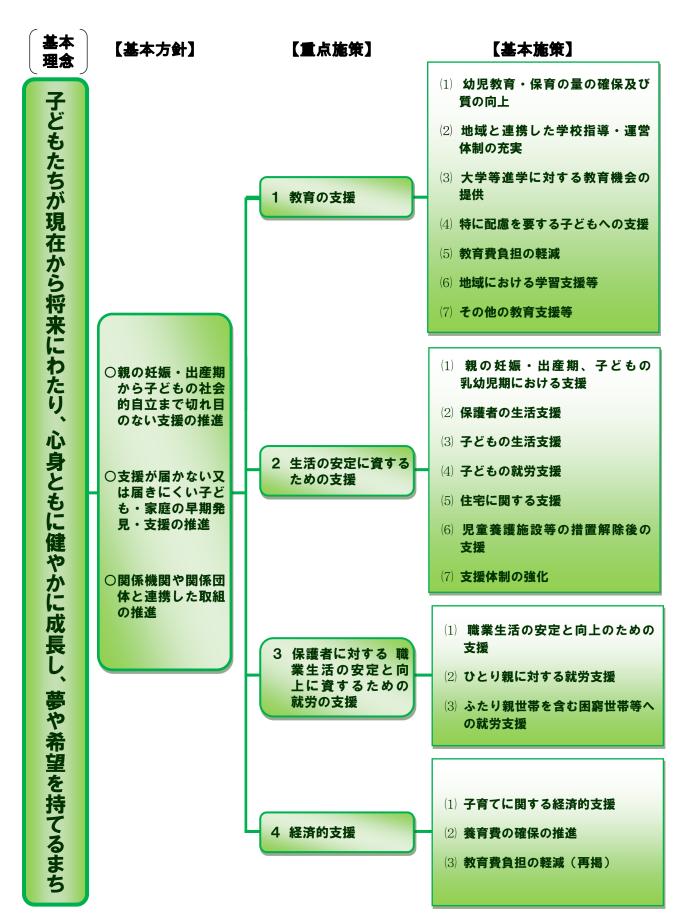
1	(仮称)县	長崎市子どもの貧	困対領	货推進計画	(案)	について	
	・子どもの貧	困対策推進計画	(案)	の概要・・			P3~6
	・子どもの台	·凩対策推准計画	(室)				別冊

こ ど も 部 令 和 5 年 2 月

(仮称) 長崎市子どもの貧困対策推進計画 (案) の概要

施策体系

長崎市の子どもの貧困対策については、次の施策体系により、重点施策を総合的に推進していきます。



背景

子どもの約7人に1人が貧困状態

◆子どもの相対的貧困率 13.5%

平成30(2018)年:厚生労働省(国民生活基礎調査)

国の動き

- 〇平成 26 (2014) 年 1 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
- 〇平成 26 (2014) 年 8 月 「子供の貧困対策に関する大綱」策定
- 〇令和元(2019)年9月 法が改正され、市町村において、大綱及び都道府県 計画を勘案した計画の策定が努力義務となる
- ○令和元(2019)年11月 新たな大綱を策定

県の動き

- ○平成 28 (2016) 年 3 月 「長崎県子どもの貧困対策推進方針」策定
- ○令和 2 (2020) 年 10 月 「長崎県子どもの貧困対策推進計画」策定 (計画期間:令和 2 年度~令和 6 年度)

長崎市おける実態の把握

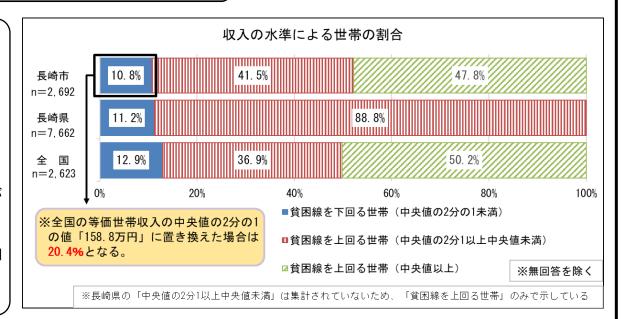
長崎市子どもの生活に関する実態調査

対 象:小学5年生、中学2年生及びその保護者 調査期間:令和3(2021)年11月15日~11月30日

子どもの貧困等の状況

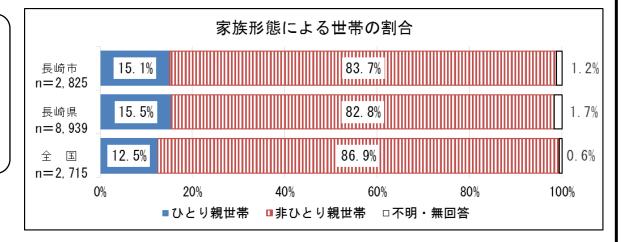
貸困線を下回る世帯 ⇒ 長崎市 10.8% (子どもの相対的貧困率)

- ※等価世帯収入の中央値の2分の1の値の世帯の呼称を 「貧困線を下回る世帯」としている。
- 注) 金額については、世帯収入(所得)の把握の方法等が 異なるため、正確には比較できない。
- ・長崎市:等価世帯収入の中央値の 1/2 の値 123.0 万円・長崎県:等価可処分所得の中央値の 1/2 の値 97.2 万円
- ・全 国: 等価世帯収入の中央値の 1/2 の値 158.8 万円

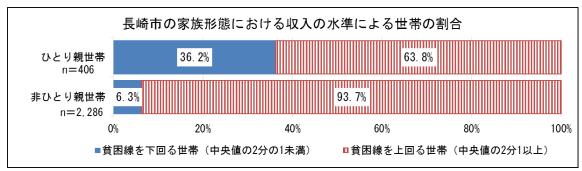


ひとり親世帯の割合

長崎市 15.1%



長崎市のひとり親世帯における 貧困線を下回る世帯 36.2%



- ※上記調査結果は、それぞれ調査時期や世帯収入(所得)の把握の方法等が異なる。
 - 長崎市:長崎市子どもの生活に関する実態調査(令和3(2021)年11月15日~11月30日)
 - ・長崎県:長崎県子どもの生活に関する実態調査(平成30(2018)年11月22日~12月5日)
 - ・全国(内閣府):「子供の生活に関する実態調査(令和3(2021)年2月12日~3月8日)

調査結果から見えた長崎市の現状と課題

- ・長崎市の調査結果における子どもの貧困率は、10.8%となって いるが、国(内閣府)の調査における全国の子どもの貧困率 は、12.9%となっている。しかし、長崎市の等価世帯収入の中 央値の2分の1の値は「123.0万円」で、全国の値は「158.8万 円」となっていることから、実際に全国の値に置き換えた場 合、長崎市における貧困線を下回る世帯の割合は20.4%となる ため、全国から見た長崎市の状況は厳しいと言える。
- ・長崎市においても、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、 子どもの学習・生活など様々な面が影響を受けており、貧困線 を下回る世帯や、ひとり親世帯が、親子ともに多くの困難に直 面しているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受 け、生活状況がさらに厳しくなっている。

希望する進学段階

- ・子ども自身(中学2年生)が進学し たいと思う教育段階について「大学 またはそれ以上」と回答した割合 が、全体の4割弱に対し、貧困線を 下回る世帯が2割程度、ひとり親世 帯が3割程度となっており、保護者 (中学2年生)についても、同様の 傾向が見られる。
- ・保護者(中学2年生)が子どもの進 学段階について「高校まで」と考え る理由として「家庭の経済的な状況 から考えて」と回答した割合が、全 体の3割程度に対し、貧困線を下回 る世帯で4割程度、ひとり親世帯で 3割から4割程度となっている。

教育に関する課題

家庭の経済的状況が、 子どもの進学などの教育 に関して影響しているこ とが伺えるため、教育費 に関する支援とともに教 育の質の向上、大学等進 学に関する教育機会の提 供にも力を入れる必要が ある。

施策の体系

【基本理念】

子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち

【基本方針】

- ○親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
- ○支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
- ○関係機関や関係団体と連携した取組の推進

現行値

98.0%

(R3 年度)

1.4%

(R3 年度)

26.9%

(R3 年度)

100%

(R3 年度)

96.8%

(R2 年度)

55.3%

(R2年度)

100%

100%

実施

実施

中学校卒業後

高等学校卒業後

小学校

中学校

小学校

中学校

【重点施策】

【教育の支援に関する指標及び目標値】

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率

生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率

(保育所・幼稚園等)

8 対応実績のある学校の割合

11 支給の実施状況

ひとり親家庭の子どもの進学率

7 スクールソーシャルワーカーによる

就学援助制度に関する周知状況

10 新入学児童生徒学用品費等の入学前

ひとり親家庭の子どもの入園希望に対する就園率

(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の

- 1 教育の支援
- 2 生活の安定に資するための支援
- 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 4 経済的支援

【基本施策】

(1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上 重点施策1 教育の支援

日標値

98.0%

1.4%

36.0%

100%

97.0%

58.5%

100%

100%

継続

継続

- ①幼児教育・保育の量の確保
- ②幼児教育・保育の質の向上
- (2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実
 - **①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラ** 一の取組みの推進
 - ②学校教育による学力保障
- (3) 大学等進学に対する教育機会の提供 ①高等教育の進学・修学支援
- ⑷ 特に配慮を要する子どもへの支援
 - 1特別支援教育に関する支援の充実
 - ②外国人児童生徒等への支援
 - ③ヤングケアラーへの支援
- (5) 教育費負担の軽減
 - ①義務教育段階の就学支援の充実
 - ②高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減
 - ③生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減
 - 4ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- (6) 地域における学習支援等
 - ①地域学校協働活動における学習支援等 ②生活困窮世帯等への学習支援
- (7) その他の教育支援等
 - ①学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
 - ②多様な体験活動の機会の提供

調査結果から見えた長崎市の現状と課題

生活の状況

- 過去1年間で、お金が足りず、必要 とする食料が買えなかった経験があ ると回答した割合は、全体の2割弱 に対し、貧困線を下回る世帯は5割 弱、ひとり親世帯は3割弱となって いる。
- 「いざという時のお金の援助」につ いて、頼れる人が「いない」と回答 した割合は、貧困線を下回る世帯や ひとり親世帯は全体の2倍近い割合 となっている。
- 保護者が家計の状況について最も近 いものとして「赤字であり、借金を して生活又は貯金を取り崩してい る」と回答した割合は、全体が3割 程度に対し、貧困線を下回る世帯は 6割程度、ひとり親世帯で4割程度 となっている。
- 児童扶養手当を受給している割合 は、全体の2割弱に対し、貧困線を 下回る世帯は5割超、ひとり親世帯 は8割程度となっている。
- ・長崎市で支援制度を利用している割 合は、県や全国と比較すると高くな っている。

生活に関する課題

家庭の生活状況が、子 どもの健やかな成長に心 身ともに影響を及ぼすた め、子どもとその保護者 の生活の安定に資する取 組みを行う必要がある。

経済的負担に関する 課題

家庭の経済的状況が子 どもの教育を受ける機会 などに影響を及ぼしてい ることから、子どもの成 長に応じた形での経済的 支援を行う必要がある。

保護者の就労状況

- ・母親の就労状況が「正社員・正規職 員・会社役員」と回答した割合が、全 体の3割程度に対し、貧困線を下回る 世帯は2割弱、ひとり親世帯は5割程 | 度となっている。
- ・父親の就労状況が「正社員・正規職 員・会社役員」と回答した割合は、全 体の7割程度に対し、貧困線を下回る 世帯、ひとり親世帯ともに4割程度 で、いずれの世帯とも全体の2分の1 程度になっている。

保護者の就労に関す る課題

就労状況が生活に影響を 及ぼしているものと考えら れるため、保護者の職業生 活の安定と向上のための支 援や、ひとり親に対する就 労支援を行う必要がある。

重点施策2 生活の安定に資するための支援

【生活の安定に資するための支援に関する指標及び目標値】

	No.	指標		現行値	目標値
	1	電気、ガス、水道料金の未払	ひとり親世帯	13.3% (R3 年度)	13.0%
	2	い経験	子どもがある全世帯	7.5% (R3 年度)	7.0%
	З		ひとり親世帯	食料 28.4% 衣服 35.8% (R3 年度)	食料 28.0% 衣服 35.0%
	4	食料又は衣服が買えない経験	子どもがある全世帯	食料 16.2% 衣服 20.8% (R3 年度)	食料 16.0% 衣服 20.0%
	15	子どもがある世帯の世帯員で	ひとり親世帯	相談 8.7% お金 25.9% (R3 年度)	相談 8.0% お金 25.0%
	6	頼れる人がいないと答えた人の割合	貧困線を下回る世帯	相談 8.8% お金 24.3% (R3 年度)	相談 7.2% お金 20.4%

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と 向上に資するための就労の支援

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する |(1) 職業生活の安定と向上のための支援 指標及び目標値】

4	No.	指標		現行値	目標値
	1		母子世帯	90.3% (R2 年度)	91.0%
	2	ひとり親家庭の親の就業率	父子世帯	87.2% (R2 年度)	88.1%
	З		母子世帯	50.5% (R2 年度)	51.0%
	4	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	父子世帯	67.9% (R2 年度)	69.4%

【基本施策】

- (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 ①妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援 ②特定妊婦等の把握と支援
- (2) 保護者の生活支援
 - ①保護者の自立支援
 - ②保育等の確保
 - ③保護者の育児負担の軽減
- (3) 子どもの生活支援
 - 1生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
 - ②食育の推進に関する支援
 - ③ヤングケアラーへの支援
 - 4障害児への支援
- (4) 子どもの就労支援
 - ①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援 ②子どもの社会的自立の確立のための支援
- |(5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設等の措置解除後の支援
- (7) 支援体制の強化
 - 1相談体制の強化
 - ②ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化
 - ③生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策 の連携の推進
 - 4 相談職員の資質向上
- ①職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ② ひとり親に対する就労支援 ①ひとり親家庭の親への就労支援 ②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
- (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ①就労機会の確保

 - ②親の学び直しの支援
 - ③非正規雇用から正規雇用への転換

重点施策4 経済的支援

【経済的支援に関する指標及び目標値】

No	指標	現行値	目標値	
1	子どもの貧困率	10.8%	10.0%	
	3 2 3 3 2 1	(R3 年度)		
2	ひとり親世帯の貧困率	36.2%	36.0%	
	000税 世帯の負配率	(R3 年度)	30.0%	
3		母子世帯	39.4%	42.9%
3	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めを		(R2年度)	
4	している割合	父子世帯	13.3%	20.8%
4			(R2年度)	
5		母子世帯	75.4%	69.8%
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない 子どもの割合		(R2 年度)	
		父子世帯	95.0%	90.2%
			(R2 年度)	

- (1) 子育てに関する経済的支援
- (2) 養育費の確保の推進
- ③ 教育費負担の軽減(再掲)